

# 網地島ライン株式会社 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、網地島ライン株式会社と称する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般旅客定期航路事業
2. 売店および食堂の経営
3. 観光事業
4. 上記に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。

### (支店営業所)

第4条 当社は、必要に応じ、取締役会の決議を以って、必要の地に支店、営業所を設けることができる。

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、宮城県石巻市に於いて発行する、石巻日日新聞および石巻新聞に掲載してする。

### (機関の設置)

第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株式

**(発行可能株式総数)**

第7条 当社の発行可能株式総数は、8万株とする。

**(株式の譲渡制限)**

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

**(相続人等に対する売渡しの請求)**

第9条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

**(株券の発行)**

第10条 当社の株式については、株券を発行する。

**(株券の種類)**

第11条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

**(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)**

第12条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

**(質権の登録及び信託財産の表示)**

第13条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

**(株券の再発行)**

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

#### (手数料)

第 15 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### (株主の住所等の届出)

第 16 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

#### (基準日)

第 17 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第 3 章 株主総会

#### (株主総会決議事項)

第 18 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

#### (招集)

第 19 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

### **(招集手続)**

第20条 株主総会を招集するには、株主総会の日前1週間までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### **(招集権者及び議長)**

第21条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

### **(決議の方法)**

第22条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### **(株主総会の決議等の省略)**

第23条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第24条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第25条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第26条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

#### (取締役選任及び解任の方法)

第27条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### (任期)

第28条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任

取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

#### (取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を

通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

#### (取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### (取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

#### (報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

#### (員数)

第 36 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

#### (監査役選任及び解任の方法)

第 37 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### (任期)

第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第1表 (離島航路第5表)

補助航路営業報告

免許番号 東北第142号

1. 補助航路名 石巻～長渡

区分	起 点	寄 港 地				終 点	計
港 名	石 巻	オオドリ泊	ニトダ田	アジ地	フクダシ長渡	アネカ川	
各港間距離		17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	38.0
航海時間	マーメイド	55(2)	7(5)	17(5)	27(5)	18	124(17)
	ブルーライナー	38(1)	7(2)	12			57(3)

区分	起 点	寄 港 地			終 点	計
港 名	アネカ川		アジ地	フクダシ長渡	アネカ川	
各港間距離			6.5	7.8	5.0	19.3
航続時間	みゅう		19(3)	19(3)	15	53(6)

(注) 港名にはフリガナをつけること

( ) は停泊時間

2. 補助航路事業者 (法人についてはその住所、名称及び代表者の役職名、氏名)

住 所 石巻市門脇町三丁目1番19号  
 名 称 網地島ライン株式会社  
 役職名、氏名 代表取締役 安倍 友一

3. 航路営業報告

(1) 当期における当該航路の営業の概況

別紙

(2) 輸送量及び運航収益の増減の原因 (前期と比較して)

		平成28年度	平成29年度	増減	対前年比(%)	原 因
旅客	人員	94,376.0	90,084.0	-4,292.0	-4.55	今夏天候不良により網地海水浴客減少 田代島猫人気により増加
	売上 (千円)	97,908	93,002	-4,906	-5.01	
自動車	台数	991	1,018	27	2.72	復興工事等の車輛増加
	売上 (千円)	8,980	9,312	332	3.70	
貨物	トン数	654.11	668.18	14.07	2.15	復港市、宅配、生協個人宅配、復興工事資材の輸送が増加
	売上 (千円)	16,221	16,067	-154	-0.95	
運航雑収入		1,791	1,363	-428	-23.90	チャーター減少

(3) 航路損益及び各取扱量の増減の原因 (計画と比較して)

別紙

(4) 運航計画変更及び重要施設の得喪変更 (前期と比較して)

- 平成28年11月16日付認可 ブルーライナー船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数並びに使用船舶の変更
- 平成28年11月16日付認可 大泊港災害復旧工事により運航計画の変更
- 平成28年12月26日付認可 平成29年1月1日限定の発着時刻及び運航回数の変更
- 平成29年 3月22日付認可 マーメイド船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数並びに使用船舶の変更
- 平成29年 4月25日付認可 マーメイド旅客定員の変更
- 平成29年 5月19日付認可 みゅう船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数並びに使用船舶の変更
- 平成29年 7月 7日付認可 大泊港災害復旧工事延長により運航計画の変更
- 平成29年 7月 7日付認可 夏ダイヤの発着時刻及び運航回数、マーメイド旅客定員の変更



別紙  
第1表

3. 航路営業報告  
(1) 当期における当該航路の営業の概況  
(島内の環境)

会社創立(昭和153年)時2,400人ほどの人口が、震災前のH22年9月末585人となり、過疎化は既に行き着くところまで行き着いていた。H23の大震災・大津波の被害は、阿島とも沖合いに在ったこと、家屋も高台に多く、直接的な被害は本土等と比べ比較的少なかったものの、島外への人口流失などにより、震災直後は563名、H24年520名、H25年506名、H27年464名、H28年9月末現在433名、H29年9月末現在421名と漸減している。その反面、病院のある安心感から、島外から比較的若く、高学歴など有能な移住者も増加し、島内の公的組織や島起こし活動の代表になるなど、人種・世代交代も目立っている。

(航路の概況)

輸送面では、網地島の総合病院が定着し、航路利用客の一つの主流であった通院客が一時期に集中して激減し、それが島民輸送量のベースとなっている。運航面では、震災後のH23年12月より、応急修理した旧本社社屋及び仮設された発着岸壁よりの運航をしている。市内中央地区への発着場・待合所増設、本社事務所移転については建物がH28年末に完工、取得したものの、周辺の駐車場などのインフラ整備が遅れ、未だ移転できていないが、H29年度中には移転する予定である。仁斗田・網地の各港岸壁・鮎川港発着岸壁が前々年度よりすべて浮桟橋の供用が開始されたことにより、高速カーブエリー建造の環境が整い、来年夏就航予定である。また高速純客船も同年12月就航を予定している。

(観光面の動向)

震災前まで、弊社独自の観光誘致策として、二回の「味のしま祭り」(ベーリング銅像建立)、「花の島運動」、「網地島バリ計画」(白浜海水浴場にシユロの並木を造成したり、各種遊具を貸し出し出して賑わいや南国ムードを醸成するなどの事業)に加え、網地島どわめき崎を「白の断崖」などのPR、田代島の猫ブームを活用した各種施策により、海水浴シーズン以外の観光客誘致を行い、同地を目的とした通年観光客が増加し、観光客数は島民客を遙かにしのぐ勢い(島民利用2に対し観光客8)〜島民割月の実施により明らかに became 推移し、震災直前のH22年度は、それまでで最高の輸送量に達した。一昨年はメインの網地島・白浜海水浴場そのものの人気と好天に加え、県内海水浴場の多くが閉鎖された為の急増、夏以外でも田代の猫人気(GW・SWには、追便を出した)と、H22年を凌ぐ過去最高の大幅な旅客増となった。昨年度において、全国的な台風多発など不順な天候でハイシーズンの伸びが鈍ったものの、オフシーズンにおける観光客の安定した増加により、輸送人員は94,376人(8,824人・10.3%増)、運賃収入は97,908千円(6,066千円・6.6%の増加)となった。本年度においては、前半増加で推移したが、夏季シーズン中の記録的な悪天候により、海水浴客が激減したが、通期では輸送人員は90,084人(4,292人・4.55%減)、運賃収入は93,002千円(4,906千円・5%の減)止まった。輸送人員と収入のギャップは、鮎川からの乗船人員が大幅に増加し、平均単価を引き下げた結果である。航路集約時に当社が危惧していたことが現実となり、新船の就航するH30年度より、この鮎川からの渡島客対策が重要課題になる。このような急増する旅客に対し島内受け入れ先の減少など、観光客受け入れには種々難問が山積し、高速船就航による改善が急がれる。

(収支の概況)

収益全体では、旅客減により昨年実績を400万円下回った。経費面では、燃料・船員費等の上昇により、前年比557万の増加となり、最終欠損金は前年実績額の約830万円増となった。

## 損 益 計 算 書

自 平成28年10月 1日

至 平成29年 9月30日

網地島ライン 株式会社

科 目	金	額
		円
<b>【売 上 高】</b>		
旅客運賃収入	89,405,260	
手荷物運賃収入	1,727,120	
自動車航送料	9,312,790	
貨物運賃収入	14,492,460	
鮮魚運賃収入	1,574,588	
郵便航送料	1,049,148	
運行雑収入	1,363,703	118,925,069
<b>【売 上 原 価】</b>		
当期運送原価	171,695,738	
合 計	171,695,738	171,695,738
売上総利益		Δ52,770,669
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		22,316,890
営業利益		Δ75,087,559
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	13,690	
受取配当金	1,200	
国庫補助金等収入	145,295,980	
その他補助金等収入	5,829,420	
切手類売上	11,994	
雑収入	2,392,125	153,544,409
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	643,708	
切手類仕入	11,994	
固定資産圧縮損	34,399,513	35,055,215
経常利益		43,401,635
<b>【特別利益】</b>		
固定資産売却益	4,999	4,999
税引前当期純利益		43,406,634
法人税、住民税及び事業税		13,768,913
当期純利益		29,637,721

販売費及び一般管理費

自 平成28年10月 1日

網地島ライン 株式会社

至 平成29年 9月30日

科 目	金 額	円
人 件 費	13,417,516	
賞 与	772,826	
退 職 掛 金	60,000	
法 定 福 利 費	1,859,224	
福 利 厚 生 費	37,793	
会 議 費	49,638	
備 品 費	142,457	
水 道 光 熱 費	271,382	
事 務 用 品 費	231,731	
保 險 料	561,366	
租 税 公 課	309,930	
減 価 償 却 費	125,720	
交 際 費	183,747	
旅 費 交 通 費	412,170	
通 信 費	629,001	
事 務 委 託 費	749,520	
リ ー ス 料	451,324	
諸 会 費	804,017	
購 読 費	7,056	
印 刷 費	5,400	
車 両 費	568,432	
寄 付 金	300,000	
雑 費	366,640	
販売費及び一般管理費		22,316,890

運送原価報告書

自 平成28年10月 1日

網地島ライン 株式会社

至 平成29年 9月30日

科 目	金 額	円
<b>【燃 料 費】</b>		
期首燃料棚卸高	540,890	
材 料 仕 入	27,750,093	
期末燃料棚卸高	△630,984	27,659,999
<b>【労 務 費】</b>		
賃 金 給 料	48,669,775	
退 職 掛 金	408,000	
法 定 福 利 費	11,151,686	
退 職 金	1,494,439	
賞 与	7,059,639	68,783,539
<b>【経 費】</b>		
港 費 代 理 店 料	6,042,000	
運 航 雑 費	325,632	
船 舶 消 耗 品 費	849,040	
貨 物 費 雑 費	1,292,087	
船 舶 保 險 料	3,981,442	
船 舶 修 繕 費	37,164,281	
租 税 公 課	271,500	
航路付属施設保険料	383,174	
減 価 償 却 費	1,360,908	
旅 客 費 傷 害 保 險	1,191,588	
旅 客 費 雑 費	931,260	
船 員 費 雑 費	688,003	
そ の 他 の 船 員 費	4,145,022	
船 費 雑 費	240,006	
施 設 賃 借 料	19,612	
養 繕 水 費	34,564	
自 動 車 航 送 取 扱 費	60,480	
航路付属施設費	16,271,601	75,252,200
当期総製造費用		171,695,738
当期運送原価		171,695,738

## 貸借対照表

網地島ライン 株式会社

平成29年 9月30日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
<b>【流動資産】</b>	195,279,388	<b>【流動負債】</b>	120,042,726
現 金	53,443	短期借入金	98,000,000
預 金	185,618,530	未 払 金	12,698,137
未 収 運 賃	675,266	預 り 金	2,426,589
未収運賃その他	1,159,362	仮 受 金	91,000
燃 料	630,984	未払法人税等	6,827,000
貯 蔵 品	24,062	<b>【固定負債】</b>	92,604,000
前 渡 金	130,000	長期借入金	92,604,000
未 収 入 金	46,570	<b>【引当金】</b>	19,300,546
仮 払 金	532,000	特別修繕準備金	19,300,546
前 払 費 用	2,816,465	<b>負債の部計</b>	231,947,272
立 替 金	35,963		
未 収 消 費 税	3,556,743		
<b>【固定資産】</b>	99,152,590		
(有形固定資産)	57,593,593		
建 物	33,125,318		
建物附属設備	203,940		
車両運搬具	176,012		
工具器具備品	271,187		
土 地	23,087,047		
船 舶	730,089		
(無形固定資産)	268,253		
電話加入権	268,253		
(投資その他の資産)	41,290,744		
投資有価証券	3,000,000		
出 資 金	1,555,000		
リサイクル預託金	36,420		
保 険 積 立 金	34,470,000		
長期前払費用	2,229,324		
<b>資産の部計</b>	294,431,978		
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	62,484,706
		<b>[資本金]</b>	10,000,000
		<b>[利益剰余金]</b>	52,484,706
		(その他利益剰余金)	52,484,706
		繰越利益剰余金	52,484,706
		(うち当期純利益)	( 29,637,721)
		<b>純資産の部計</b>	62,484,706
		<b>負債・純資産の部計</b>	294,431,978

キャッシュ・フロー計算書  
(間接法)

(単位:円) (期末)  
自 平成28年10月1日  
至 平成29年9月30日

網地島ライン 株式会社

項 目	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	43,628,227
減価償却費	1,486,628
その他引当金の増加額	5,658,924
受取利息及び受取配当金	-14,890
支払利息	643,708
有形固定資産売却益	-4,999
売上債権の増加額	-28,639
棚卸資産の増加額	-90,480
仕入債務の増加額	360
未払金の増加額	2,816,797
未払消費税等の減少額	-2,738,000
未収入金の増加額	-214,190
預り金の増加額	1,327,949
その他の増減額 (未収消費税, 前払費用, 他)	-5,523,549
(小計)	46,946,846
利息及び配当金の受取額	14,890
利息の支払額	-643,708
法人税等の支払額	-12,713,213
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>33,604,815</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	-50,246,400
有形固定資産の売却による収入	4,999
長期貸付けによる支出	-2,820
長期前払費用の増加額	-120,504
その他の増減額	14,500
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>-50,350,225</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の減少額	-53,000,000
長期借入れによる収入	92,604,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>39,604,000</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>0</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>22,858,590</b>
<b>VI 現金及び現金同等物期首残高</b>	<b>162,813,383</b>
<b>VII 現金及び現金同等物期末残高</b>	<b>185,671,973</b>

運 航 計 画 書

平成 28 年 5 月 日

航路名 石巻～長渡 東北第 1 4 2 号 事業者名 網地島ライン株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

港名	起 点	寄 港 地	終 点	合 計
	ニトダ 仁斗田		フタワタシ 長 渡	1
各港間距離 (km)	10.0			10.0 Km
所要時間 (分)	マーメイド 37			37 分
	ブルーライナー 25			25 分

港名	起 点	寄 港 地			終 点	合 計	
	フタワタシ 長 渡	アジ 網地	ニトダ 仁斗田	オトマリ 大 泊	チュウオウ 中 央	カトノキ 門 脇	5
各港間距離 (km)	7.8	6.2	2.0	18.5	1.5	36.0Km	
所要時間 (分)	マーメイド 27(5)	17(5)	7(2)	62(3)	7	135(15)分	
	ブルーライナー 17(2)	12(2)	7(1)	43(3)	5	92(8)分	

港名	起 点	寄 港 地			終 点	合 計
	カトノキ 門 脇	チュウオウ 中 央	オトマリ 大 泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	4
各港間距離 (km)	1.5	18.5	2.0	6.2		28.2Km
所要時間 (分)	マーメイド 7(3)	62(2)	7(5)	17		103(10)分
	ブルーライナー 5(3)	43(1)	7(2)	12		73(6)分

港名	起 点	寄 港 地			終 点	合 計
	アジ 網地	ニトダ 仁斗田	オトマリ 大 泊	カトノキ 門 脇	チュウオウ 中 央	4
各港間距離 (km)	6.2	2.0	18.5	1.5		28.2Km
所要時間 (分)	マーメイド 17(5)	7(2)	55(3)	7		96(10)分
	ブルーライナー 12(2)	7(1)	38(3)	5		68(6)分

	起 点	寄 港 地			終 点	合 計
港 名	チュウオウ 中央	オホマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地		3
各港間距離 (km)	18.5	2.0	6.2			26.7Km
所要時間 (分)	マーメイド 62(2)	7(2)	17			90(4)分
	ブルーライナー 43(1)	7(1)	12			64(2)分

	起 点	寄 港 地					終 点	合 計
港 名	カノノキ 門脇	チュウオウ 中央	オホマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フクワタシ 長渡	アユカリ 鮎川	6
各港間距離 (km)	1.5	18.5	2.0	6.2	7.8	5.0		41.0Km
所要時間 (分)	マーメイ 7(3)	62(2)	7(5)	17(5)	27(5)	18		158(20)分
	ブルーライナ 5(3)	43(1)	7(2)	12(2)	17(3)	12		107(11)分

	起 点	寄 港 地		終 点	合 計
港 名	アユカリ 鮎川	フクワタシ 長渡	アジ 網地	ニトダ 仁斗田	3
各港間距離 (km)	5.0	7.8	6.2		21.0 Km
所要時間 (分)	ブルーライナー 12(2)	17(3)	12		41(5)分

	起 点	寄 港 地		終 点	合 計
港 名	アジ 網地			ニトダ 仁斗田	1
各港間距離 (km)		6.2			6.2 Km
所要時間 (分)		マーメイド 17			17分
		ブルーライナー 12			12分

	起 点	寄 港 地		終 点	合 計
港 名	アユカリ 鮎川			アジ 網地	1
各港間距離 (km)		6.5			6.5 Km
所要時間 (分)		みゆう 19			19分

	起 点	寄 港 地		終 点	合 計
港 名	アユカリ 鮎川		フクワタシ 長渡	アジ 網地	2
各港間距離 (km)		5.0	7.8		12.8 Km
所要時間 (分)		みゆう 15(3)	19		37(3)分



### 3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員（等級別に記載するこ。）	主機の種類	連続最大出力	航海速度
マーメイド	旅客船兼自動車航送船	鋼	S58 6月	自社	122トン		59.37 m <sup>2</sup>	212人	ディーゼル	600PS	11.0ノット
ブルーライナー	旅客船	鋼	S63 6月	自社	101トン			220人	ディーゼル	2,000PS	18.2ノット
みゆう	旅客船	FRP	S62. 9月	自社	19トン			73人	ディーゼル	600PS	18.0ノット
ニルサイ	純客船	軽合金	H9.2月	潮ア・ラニ ンガ・備	19トン			65人	ディーゼル	1,200PS	21.0ノット
ヘスガ	純客船	軽合金	H5.1月	潮ア・ラニ ンガ・備	19トン			62人	ディーゼル	1,400PS	21.0ノット

(注) 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

### 4. 運航回数及び発着時刻表

#### (1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数 (片道)
ブルーライナー	門脇～長渡	34.5	通年(M/M・みゆうトック 夏期間を除く)	2,770
マーメイド	門脇～長渡～鮎川	39.5	通年	1,439
	夏季(7～8月) 臨時増便有		:	
みゆう	鮎川～長渡～網地	19.3	:	2,158
計				6,367

(注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

#### (2) 発着時刻表 別紙発着時刻表